

京都市告示第 340 号

京都市コミュニティセンター条例第3条ただし書の規定に基づき、下記のとおり、京都市楽只コミュニティセンター資料展示施設（ツラッティ千本）を臨時に開館すること及び開館時間の延長をします。

平成20年11月7日

京都市長 門川 大作

1 臨時に開館する日時

- (1) 開館日 平成20年11月16日（日）
- (2) 開館時間 午前10時から午後4時30分まで

2 開館時間を延長する日時

- (1) 延長日  
平成20年11月11日（火）から平成20年11月20日（木）まで  
ただし、平成20年11月15日（土）及び16日（日）は除く。
- (2) 開館時間  
通常開館時間である午前10時から午後4時30分までを、午前10時から午後7時までに延長します。

（楽只コミュニティセンター）